

## 第7章 市民活動推進体制

### 1 市民活動推進会議（仮称）の設置

#### 市民活動推進会議（仮称）の設置

民・官・産・学の連携による市民活動推進体制を構築

第5章及び第6章において、市民活動推進の基本的な考え方と市民活動推進施策について整理しましたが、今後、市民、行政、企業、大学等が協力、連携を図りながら市民活動を推進するためには、市民、行政、企業、大学等の連携によるネットワーク組織を構築することにより四者間の連携による市民活動推進体制を整備することが必要です。

そのため、市民活動の推進及び協働のまちづくりについて、協議・検討する場として、市民・市民活動団体、行政、学識経験者、企業代表者などから組織する「市民活動推進会議（仮称）」の設置について検討します。ここでは、市民活動推進施策、協働事業の提案・検討、実施した施策の評価などを行うなど、**図7-1**のイメージ図のような全市的な市民活動推進体制の構築を目指します。

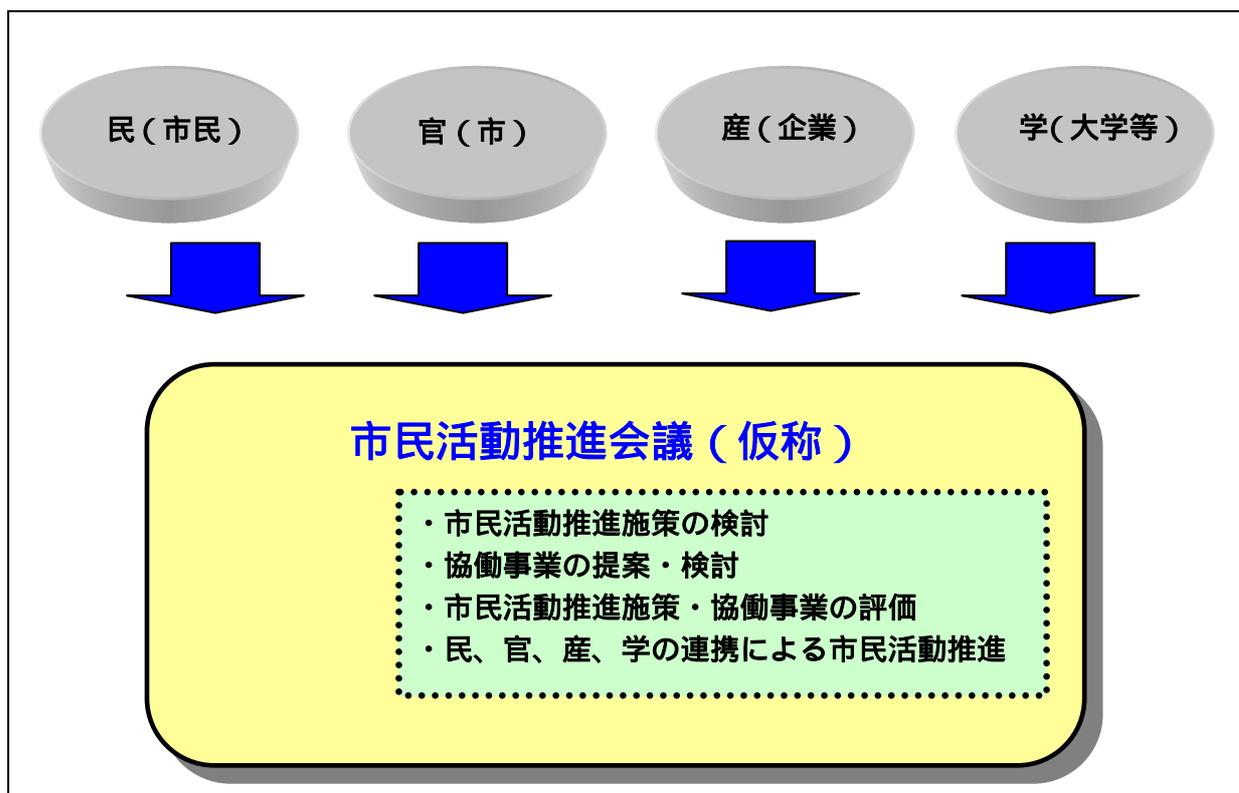


図7-1 市民活動推進会議（仮称）のイメージ図

## 2 庁内推進体制

### 庁内推進体制

全庁的な市民活動推進組織として市民活動推進本部を設置

市民活動支援施策の展開においては、行政のあらゆる分野での積極的な取り組みが必要です。特に、市民と行政との協働は、これからの行財政運営において、最重要課題であることを強く認識し、全庁的な取り組みが必要です。

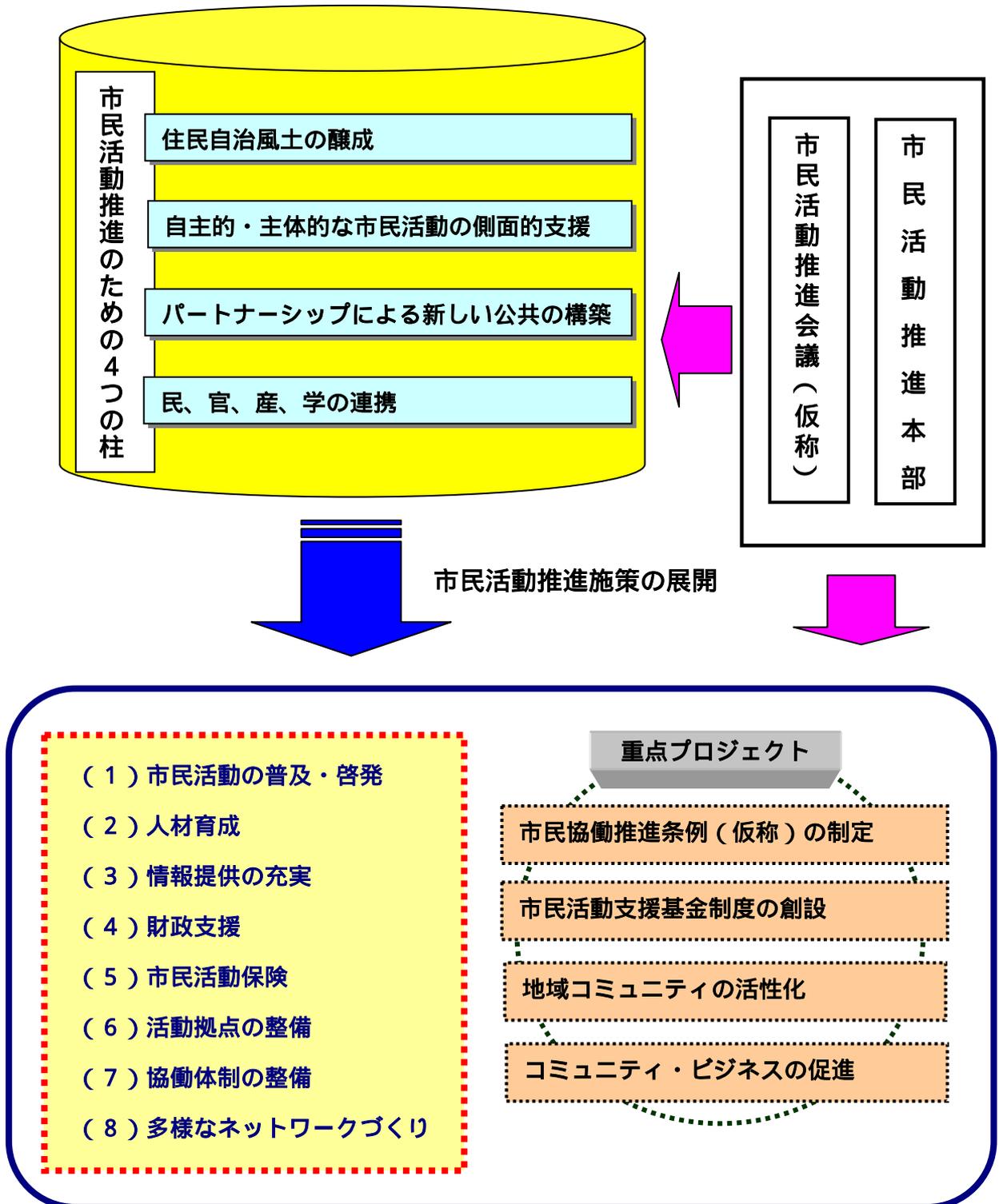
また、市民活動推進については、市民、市民活動団体、企業などとの連携、ヨコの繋がりが必要ですが、まず、庁内の連携体制をしっかりと構築することが重要となります。各施策の実施について、関係課と緊密な連携が図れるような庁内の体制づくりが急務となっています。

よって、全庁的に市民活動及び協働のまちづくりを総合的、計画的に進めるとともに、庁内の連携を強化するため、下記のとおり、市民活動推進本部を設置し、庁内推進体制の充実を図ります。

### 市民活動推進本部の設置

<b>構成</b>	本部長	市長
	副本部長	助役
	本部員	各部等の長
<b>所掌事項</b>	市民活動の推進及び協働の推進に関する市の施策について、 検討・調整する	
<b>幹事会</b>	推進本部の円滑な運営を図るため、関係各課等の長により組織 した幹事会を設置する	
	幹事長	市民生活部長
	副幹事長	市民生活部次長
	幹事	関係各課等の長

民・官・産・学の協働による新しい宇部ライフスタイルの創造のために



市民活動推進体制イメージ図